平成２１年（フ）第１８９号
佐賀県武雄市朝日町大字中野10128番地
債務者　山本　桂子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９１号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄503番地３
債務者　大古場　勝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２８号
長崎県対馬市峰町志多賀594番地
債務者　古藤　和子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
宮崎市恒久３丁目２番地４　グランドパレス城ケ崎401号
債務者　和田　千穂
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２０号
北九州市小倉北区大田町７番10―401号
債務者　西山美和こと　徐　　美和
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７９７号
北九州市小倉南区朽網東６丁目34番12―603号
債務者　福田　真一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３５７号
名古屋市南区鳴浜町２丁目30番地
債務者　大口智恵子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４１号
北九州市八幡西区石坂１丁目５番16号
債務者　安武　國幸
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７４７号
北九州市小倉南区朽網西４丁目19番１―502号
債務者　森　　浩一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６４号
北九州市小倉北区下富野２丁目１番36―312号
債務者　浦田　　孝
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７７４号
北九州市戸畑区牧山４丁目10番22号
債務者　池本　典子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１９７号
青森県弘前市大字松森町121番地　第２金沢コーポ102号
債務者　齋藤　寛明
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１９８号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田24番地66
債務者　水谷　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１９９号
青森県弘前市大字取上３丁目８番地22
債務者　成田　栄子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２０２号
青森県黒石市袋井１丁目125番地
債務者　森内　久子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２０４号
青森市浪岡大字浪岡字稲村136番地１
債務者　小倉みち子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２０５号
青森県青森市浪岡大字浪岡字林本104番地10
債務者　大川　啓子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２０７号
青森県弘前市大字門外１丁目７番地17
債務者　高木美保子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
青森地方裁判所弘前支部